

## (仮称) 舟橋村立保育所等企画競争実施要領

### 1. 業務名

(仮称) 舟橋村立保育所等運営業務

### 2. 業務内容

(1) 小規模保育事業所、保育所及び放課後児童クラブの運営業務

① 小規模保育事業所

委託期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

現在新築中。小規模保育事業所A型。

② 保育所

委託開始日：令和4年4月1日から

現舟橋村子育て支援・交流拠点において運営中の小規模保育事業所「ふなはしことり園」と、①の小規模保育事業所を統合して一つの保育所として運営委託。

③ 放課後児童クラブ

委託開始日：令和4年4月1日から

現舟橋村子育て支援・交流拠点において村直営で運営中の放課後児童クラブを運営委託。

※ 令和3年度は現在新築中の小規模事業所のみ運営。令和4年度からは同一施設内で保育所と放課後児童クラブを運営することになります。

(2) 各事業所の定員等

「資料1」を参照してください。

(3) 実施場所・施設平面図

「資料2」を参照してください。

### 3. 参加業者基準

プロポーザルへの参加を希望する業者は、次の各項の要件を満たすことが必要です。

- ① 現存する法人で、事業提案の実施に必要な知識、経験、資格、技術力、アフターサービス力、資金及び社会的信用をすべて備えているもの
- ② 次のいずれかの要件を満たす法人であること。
  - ア 社会福祉事業を実施する社会福祉法人又は既に保育所等の児童福祉法に定める児童福祉施設を経営する法人
  - イ 教育事業・福祉事業を実施する公共団体、公共的団体又は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの又はNPO法人、株式会社等の民間法人
- ③ 特別保育事業を積極的に実施する法人であること。
- ④ 法人の代表者は、社会福祉事業に熱意と識見を有する者であること。
- ⑤ 業務委託保育所の施設長は、児童福祉施設において主任保育士又はこれに相当する職として3年以上の勤務実績を有する者であること。
- ⑥ 運用財産として業務委託保育所の年間事業費の1/2以上の現金又は預金を有していること。

- ⑦ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により一般競争入札への参加を制限される者及び同条第2項1から6号に該当する者でないこと。
- ⑧ 経営不振の状態（破産手続き、会社更生手続き若しくはその他類似の手続開始の申立がなされたとき、特別清算手続若しくは会社整理手続が開始されたとき、手形取引停止処分がなされたとき）でないこと。
- ⑨ 市町村税、県税、国税の滞納のないもの

#### 4. 競争実施日程

- ① 公示 令和2年10月20日（火）
- ② 現地説明会 なし
- ③ 質問書受付終了 令和2年10月30日（金）午後5時まで（任意様式）  
（メールまたはFAX）
- ④ 質問に対する回答 令和2年11月4日（水）
- ⑤ 参加表明締め切り 令和2年11月6日（金）（様式1）  
（メールまたは郵送（当日消印有効））
- ⑥ 企画提案締め切り 令和2年11月20日（金）午後4時まで
- ⑦ 審査結果通知 令和2年11月下旬（予定）

#### 5. 提出物など

社：社会福祉法人が提出するもの      外：社会福祉法人以外の法人が提出するもの

##### (1) 会社概要等

- ① 受託申請書（様式2） 社・外
- ② 役員構成（様式3） 社・外
- ③ 役員の履歴書（様式4） 社・外
- ④ 法人が運営する施設（様式5） 社・外
- ⑤ 社会福祉事業以外の事業（様式5） 社・外
- ⑥ 法人の財務状況（様式6） 社・外
- ⑦ 社会福祉法人指導監査（法人監査）の実施状況（様式7） 社・外
- ⑧ 児童福祉行政指導監査（施設監査）の実施状況（様式8） 社・外
- ⑨ 法人登記簿謄本 社・外
- ⑩ 定款 社・外
- ⑪ 法人の諸規程（就業規則、職員給与規程、経理規程、苦情解決規程等） 社・外
- ⑫ 保育所設置認可に伴う認可権者への現況報告書（保育所運営関係） 社・外
- ⑬ 社会福祉法第59条の規定による現況報告書（令和2年3月末現在） 社・外
- ⑭ 直近3年間(会計年度)の決算関係書 社・外
- ⑮ 資金残高証明書 社・外
- ⑯ 令和2度予算関係書 社・外
- ⑰ 法人における応募の意思決定を確認できる書類 社・外

- ⑮ 施設長候補者の経歴書及び資格証(写)等 社・外
- ⑯ 運営委員会の委員構成（名簿等）及び規則 社・外
- ⑰ 令和3年度以降の評議員及び役員の体制（予定者名簿等） 社・外
- ⑱ 現在運営している施設のパンフレット等 社・外
- ⑳ 事故防止・事故対応マニュアル等 社・外
- (2) 財産関係書類 社・外
  - ① 贈与予定者名簿（様式9）  
（基本財産及び運用財産について贈与が予定されている場合）
  - ② 贈与が確実であることを証明する書類（贈与契約書（写し）、預金残高証明書等）
  - ③ 基本財産及び運用財産について、その資金が確実であることを証明する書類
- (3) 保育関係書類等 社・外
  - ① 応募理由（様式10）
  - ② 保育事業計画書（様式11）
  - ③ 職員配置計画書（様式12）
  - ④ 職員採用計画書（様式13）
  - ⑤ 費用見積書（様式14）
- (4) 規格 原則A4判、縦づかい。
- (5) 提出部数  
5部（正本1部・副本4部）及びPDFデータ（CD-R）1部  
提出書類を1セットとして、ファイル等で綴り各項目ごとインデックスを貼ってください。  
押印を要する資料については、原本をコピーしたものでかまいません。（モノクロ可）
- (6) 提出先 舟橋村生活環境課宛
- (7) 提出方法  
郵便又は直接持参、宅配、e-mailも可、FAX送信は不可。  
持参の場合、土・日曜日・祝祭日は受け付けしません。  
郵送等直接持参しない場合は必ず電話にて到着確認をお願いします。

## 6. 質疑

本案件に関する質疑は10月30日までに、メールまたはFAXにて舟橋村担当部局（下記）まで送付してください。様式は任意とします。

## 7. 審査方法・基準、審査結果通知

企画競争は企画提案書の書面審査で行ないます。

審査項目・配点は、「資料4」に記載のとおりとします。この項目別に評価し、合計で最高点をつけた企画案を提出した事業者と委託契約を締結します。

また、審査結果は11月下旬(予定)に、書面にて参加者全員に回答します。

## 8. その他

- ① 提案書の失格 提出期限を過ぎて提出された場合、提出書類に虚偽の記載があった場合、著しく信義に反する行為等を起こした場合等は失格とします。
- ② 企画提案書等 提出された企画提案書等の書類は返還いたしません。  
記載内容の確認等について追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ③ 禁止事項 コンペ参加者は、業務上知り得た秘密を厳守し、第三者に漏らさないようお願いいたします。また、村の承認を得ずに、第三者に本件業務内容の通知、資料等を貸与あるいは使用しないでください。

## 9. 提出・問い合わせ先

〒930-0295 富山県中新川郡舟橋村仏生寺55  
舟橋村生活環境課 吉田・老田  
TEL: 076-464-1121 (代表) FAX: 076-464-1066  
メールアドレス:jumin02@vill.funahashi.toyama.jp

以 上